○近畿地方整備局告示第二十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月一日

近畿地方整備局長　谷本　光司

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二十六号　和歌山市中字峠原五七〇番二から同市中字宇佐谷五五五番二八まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

(二) 供用開始の期日　平成二十五年二月一日

○近畿地方整備局告示第二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月一日

近畿地方整備局長　谷本　光司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百七十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
伊丹市下河原二丁目三一九番一から同市北伊丹五丁目七〇番三まで	前	一八・九〇～三四・八六メートル
	後	二一・二〇～三四・八六メートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月一日

近畿地方整備局長　谷本　光司

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百七十一号　伊丹市下河原二丁目三一九番一から同市北伊丹五丁目七〇番三まで　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

(二) 供用開始の期日　平成二十五年二月一日

○四国地方整備局告示第四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月一日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
四国中央市川之江町余木字下長通一〇九四番一から同市川之江町長須字中組往還上一七五番五まで	前	九・三〇～一二・三五メートル
	後	一〇・〇〇～一二・三五メートル
		〇・七四八～〇・七五五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

国会事項

衆議院

質問書提出

一月三十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

高齢者介護実態調査の偏りに関する質問主意書（阿部知子提出）

いわゆる「屋良覚書」に関する質問主意書（照屋寛徳提出）

議事日程

一月三十一日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第三号

平成二十五年一月三十一日（木曜日）

午後二時開議

一　国務大臣の演説に対する質疑（前会の続）

参議院

議事日程

一月三十一日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二号

平成二十五年一月三十一日（木曜日）

午前十時開議

第一　国務大臣の演説に関する件（第二日）

質問主意書提出

一月三十日議員から次の質問主意書が提出された。

東京電力福島第一原子力発電所事故警戒区域内の牛をはじめとする家畜の活用に関する質問主意書（中西健治提出）（第八号）

行政による法令適用事前確認手続に関する質問主意書（松田公太提出）（第九号）

デフレからの早期脱却に向けての雇用・賃金拡大策に関する質問主意書（荒井広幸提出）（第一〇号）

質問主意書転送

一月三十日次の質問主意書を内閣に転送した。

法曹養成制度検討会議に関する質問主意書（平山誠提出）（第一号）

生活保護基準の見直しに関する質問主意書（川田龍平提出）（第二号）

警察庁が開示した行政文書に関する質問主意書（有田芳生提出）（第三号）

北朝鮮による拉致の可能性を排除できない失踪者に関する質問主意書（有田芳生提出）（第四号）

日本郵政社長人事に関する質問主意書（中西健治提出）（第五号）

法人税に係る欠損金の繰越控除制度に関する質問主意書（中西健治提出）（第六号）

人事異動

内閣

警察庁長官　米田　壯

安全保障会議幹事に任命する（一月二十九日）

最高裁判所

福岡高等裁判所判事　綿引　穣

東京高等裁判所判事に補する

東京高等裁判所判事　今泉　秀和

福岡高等裁判所判事に補する

福岡高等裁判所那覇支部勤務を命ずる

福岡高等裁判所那覇支部長を命ずる（以上一月二十八日）

官庁報告

国家試験

平成24年度1級及び2級建築施工管理技術検定合格者の公告並びに合格証明書交付申請の受付

施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第8条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年2月1日

国土交通大臣　太田　昭宏

1　平成24年度1級建築施工管理技術検定合格者

平成24年度1級建築施工管理技術検定に合格した者は、次のとおりである。

5,558名

2　平成24年度2級建築施工管理技術検定合格者

平成24年度2級建築施工管理技術検定に合格した者は、次のとおりである。

建築	3,259名
躯体	514名
仕上げ	2,381名